添付法令資料1:

韓国文身師法(目次)

2025年10月28日法律第21070号により制定 2027年10月29日施行

第1章 総則(第1条ないし第3条)

第2章 文身師免許等(第4条ないし第10条)

第3章 文身業所(第11条ないし第15条)

第4章 文身師の義務等(第16条ないし第24条)

第5章 行政処分等(第25条ないし第29条)

第6章 補則(第30条ないし第35条)

第7章 罰則(第36条ないし第38条)

附則